

ユニット型介護老人福祉施設「春のおとずれ」 (ユニット型特別養護老人ホーム) 運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松原福祉会が開設するユニット型介護老人福祉施設(ユニット型特別養護老人ホーム)春のおとずれ(以下「施設」という)及び施設に併設される短期入所生活介護事業 春のおとずれ(以下「短期入所生活介護事業所」という。)の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念と介護保険法に基づき、又、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入居者の生活の安定及び生活の充実並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(以下「ユニット」という。)ごとにおいて【施設サービス計画】に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭におき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入居者が相互に社会的関係を築きながらその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 短期入所生活介護事業所は、利用者の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目指すものとする。

3 介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるよう入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 施設及び短期入所生活介護事業所並びに介護予防短期入所生活介護事業所(以下「施設」という。)は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する区市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次に掲げるところによる。

(1) 名 称 ユニット型介護老人福祉施設 春のおとずれ

(2) 所在地 福岡県田川市大字伊加利2047-3

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等に応示された所定の職員を満した上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | |
|----------------|---|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 医師 | 1名以上（非常勤） |
| (3) 介護支援専門員 | 1名以上（生活相談員と兼務可） |
| (4) 生活相談員 | 1名以上（介護支援専門員と兼務可） |
| (5) 介護職員 | 20名以上（看護師と合わせ常勤換算法で20名以上とする他ユニット運営に則した数を配置） |
| (6) 看護職員 | 3名以上（機能訓練指導員と兼務可） |
| (7) 管理栄養士又は栄養士 | 1名（併設施設と兼務可） |
| (8) 機能訓練指導員 | 1名以上（看護職員と兼務可） |
| (9) 事務員 | 2名以上（基準外） |
| (10) 調理員 | 5名（委託調理員） |

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(職務)

第5条 職員は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

- (1) 施設長は、施設（短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業を含む）の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を職員に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の職務を代行する。
- (2) 医師は、入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら【施設サービス計画書】を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入居者や利用者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員は、入居者や利用者の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画及び実施に関することに従事する。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 介護職員は、入居者や利用者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (6) 看護職員は、入居者や利用者の診療の補助及び看護並びに保健衛生管理に従事する。

- (7) 管理栄養士（又は栄養士）は、献立作成、栄養管理、経口摂取への移行、療養食の提供、栄養量計算及び食事記録、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事する。
 - (8) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
 - (9) 調理員は、給食業務に従事する。
 - (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事する。
 - (11) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。
- 2 職員は、別に定める「感染症対策マニュアル」「事故防止対策マニュアル」等の各種マニュアルを遵守することとする。
- 3 日中については、ユニットごとに常時1人以上の看介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1人以上の看介護職員に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 利用定員

（定員）

第6条 施設の入所定員は、60名とする。

- 2 短期入所生活介護事業所及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）の利用定員は施設の空床数とする。
- 3 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させることはない。

第5章 入居者及び利用者に対するサービス内容及び利用料その他の費用額

（施設サービス計画の作成と開示）

- 第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した【施設サービス計画書等】の原案を作成し、それを施設入居者に対して面接の上説明し文書により合意を得るものとする。
- 2 事業所の管理者は、おおむね4日以上にわたり継続して入所することが予想される利用者については、職員と協議のうえ、サービスの内容等を記載した【短期入所生活介護計画】又は【介護予防短期入所生活介護計画】（以下「短期入所生活介護計画等」という。）を作成し、利用者又はその家族に対して説明のうえ、同意を得るものとする。
 - 3 短期入所生活介護計画等の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 4 上記に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
 - 5 上記の記録は、契約終了後2年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者や利用者又はその家族に対して、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談の上、説明を行わなければならない。又、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】を基本としてサービスを提供するものとする。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画等】に則って行ったサービス提供の状況やその折の入居者や利用者の反応及び家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供に係る保険給付支払の日から5年間、事故発生時の記録、市町村への通知、並びに苦情処理に関する記録については、その記録が完結してから2年間保管する。

(居室及びユニット)

第10条 施設が提供する一の居室は原則個室とし、施設が提供する居室は【重要事項説明書】に記載するとおりとする（個室の連結により2箇所については2人部屋として利用する事が可能）。その際、選択する居室は、入居者や利用者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者や利用者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し合意を得るものとする。

2 ユニット数は6ユニットとする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室（リビング）に近接して設けられている。

4 1ユニットの定員は10人とする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入居者や利用者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造となっている。

2 入居者や利用者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備が設置されている。

(入 浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。但し、入居者に傷病や伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴は適当でないと判断する場合には、これを行わないことができる。

(排 泄)

第13条 入居者や利用者の心身の状況に応じて、また個人のプライバシーを尊重の上、適切な方法により、又は排泄の自立について、必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入居者や利用者のおむつを適宜取り替えるものとする。

る。

(離床・着替え・整容等)

第 14 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 15 条 食事は、栄養並びに入居者や利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。

2 食事の時間は、次の通りとする。

(1) 朝食 7 時 30 分～9 時 30 分

(2) 昼食 11 時 30 分～13 時 30 分

(3) 夕食 17 時 00 分～19 時 00 分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上又は管理上許容可能な一定時間(2 時間以内)、食事の取り置きをすることができる。

4 最低 1 日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

5 医師の処方箋による特別食は【利用料のご案内】に定める料金を提供するものとする。

(送迎)

第 16 条 利用者の入居及び退居時には、利用者の希望、状態により自宅まで送迎を行う。

2 送迎を行う通常の実施地域は、原則として田川市郡とする。

(相談、援助)

第 17 条 入居者や利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者や利用者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定を受けていない利用希望者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうか確認し、必要な援助を行うものとする。

3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 入居者や利用者の心身の状態等に応じて、入居者や利用者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができる。

(社会生活上の適宜の供与等)

第 19 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入居者や利用者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。

1 日当たりの主な日課及び年間行事は以下の通りとする。

(1) 1 日当たりの主な日課

午前 6 時ごろ	ー入居者・利用者なりの起床
7 時 3 0 分～	ー朝食時間
9 時 3 0 分～	ー希望により入浴／リハビリ／クラブ活動その他
1 1 時 3 0 ～	ー昼食時間
1 4 時	ー希望により入浴／クラブ活動／リハビリ／外出
1 5 時ごろ	ーおやつ
1 7 時～	ー夕食時間
2 1 時	ー入居者・利用者なりの自由時間、就寝

(2) 年間行事計画（原則、ユニットごとの計画、実施とする）

4 月	花見 4 月誕生会
5 月	5 月誕生会
6 月	6 月誕生会 防災避難訓練
7 月	7 月誕生会（七夕会）
8 月	8 月誕生会
9 月	9 月誕生会（敬老会）
1 0 月	1 0 月誕生会
1 1 月	1 1 月誕生会 インフルエンザ予防接種
1 2 月	1 2 月誕生会（クリスマス会）防災避難訓練
1 月	1 月誕生会（正月）
2 月	2 月誕生会（節分）
3 月	3 月誕生会（ひなまつり）

- 2 入居者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者が行うことが困難である場合は、申し出及び同意に基づき施設が代わって行うことができる。
- 3 入居者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

（介 護）

第 20 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入居者や利用者の状態に合わせ、【施設サービス計画書又は短期入所生活介護計画】にそって提供するものとする。

（リネン交換）

第 21 条 定期に居室のリネン交換を行うこととする。その他、汚れた時に随時交換を行う。また、入居者や利用者のご希望や身体の状態に合わせて、医務室やリハビリとの連携の上、適切なベッドマットへの交換をリネン交換日に合わせて行うこととする。

(理美容室サービス)

第 22 条 【重要事項説明書】に記載する理美容師の来設日に、入居者や利用者のご希望に合わせて【利用料のご案内】に定める料金にて提供することとする。

(健康保持)

第 23 条 医師又は看護職員は、常に入居者や利用者の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。

(栄養管理)

第 24 条 個々の入居者や利用者の栄養状態に着目した栄養管理を医師、管理栄養士（または栄養士）、看護師、介護職員等の多職種協働により行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 25 条 預り金等は、原則入居者（または家族）管理であるが、やむを得ない事情がある場合は【利用料のご案内】に定める料金で施設が管理の代行を行うこととする。

(入院期間中の対応)

第 26 条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及び入居者の家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所することができるようにするものとする。

(入院ベッドの活用)

第 27 条 入院中の空きベッドは、介護保険法により短期入所事業所のベッドとして他者が使用できるものとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 身体状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員はナースコール等で入居者や利用者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入居者や利用者が、予め緊急連絡先を契約時に届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う等適切な対応を行うものとする。

(利用料)

第 29 条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用として【利用料のご案内】記載の利用料の利用者負担割合に応じて 1 割～3 割相当分と居室及び食事代、入居者の選択によりかかるサービス

の利用料の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行うと共に同意を得るものとする。

- 2 事業所の利用料の額は介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅サービスに係る費用として【利用料のご案内】記載の利用料の利用者負担割合に応じて1割～3割相当分と滞在費、食費、日常生活等に要する費用及び通常の実施地域を超える送迎費の合計額とする。
- 3 理美容代及び日常生活費の額は実費負担とし【利用料のご案内】記載の利用料とする。
- 4 特例施設介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、特例特定入所者支援サービス費、特例特定居宅支援サービス費、高額介護サービス費及び高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合はそれぞれの法令によるものとする。
- 5 利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとし、利用開始又は利用終了に伴って1か月に満たない期間を利用した場合等は、日割り計算によって計算するものとする。
- 6 施設の入居者は、月額利用料を翌月20日までに施設に現金又は自動口座振替・口座振込で支払うものとする。
- 7 事業所の利用料は、利用月の翌月20日までに施設に現金で支払うものとする。

第6章 施設利用にあたっての留意事項及び職員の義務

（自己選択の生活と共同生活への尊重）

第30条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることをも深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第31条 入居者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとする時は、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

（面会）

第32条 入居者や利用者が外来者と面会しようとする時は、外来者が玄関に備えつけの台帳にその氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

（健康留意）

第33条 入居者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別な理由がない限りこれを受診し、予防接種も受けるものとする。

(衛生保持)

第 34 条 入居者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとする。

2 入居にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類等の持込品については十二分な配慮を行うものとする。

3 施設長、医師、看護師、その他の職員等は、次の各号の実施に努めなければならない。

(1)衛生知識の普及、伝達

(2)原則年 1 回の大掃除

(3)その他必要なこと

(感染症対策)

第 35 条 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、対策委員会にて随意見直すこと。

(2)感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会をおおむね 3 月に 1 回開催する。

(3)その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 36 条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 入居者や利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者等の関係行政機関、入居者や利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 37 条 入居者や利用者及び職員は、施設内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) 健康増進法に則り、所定場所以外での喫煙をすること。

(5) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(6) 故意又は無断で、ホームもしくは備品に損害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと。

(事業所の入退所)

第 38 条 事業所の利用者は、あらかじめ定めた日時に入所し、利用期間が満了したときは速やかに退所するものとする。

2 利用者は、利用期間中に利用の中止又は利用期間等を変更する必要があるときは、直ちに管理者へ届け出るものとする。

(秘密の保持)

第 39 条 施設は、業務上知り得た契約者、入居者や利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入居者や利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は業務上知り得た入居者や利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 40 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設は、消防法令に基づき、具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び入居者が参加する消火、通報及び避難訓練を年 2 回以上は実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練又は夜間を想定した訓練とし、さらに昼間の災害を想定した訓練を実施するものとする。

3 入居者及び利用者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせるものとする。

4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置となっている。また、居室の全てにスプリンクラー装置が設置されている。

5 施設は非常災害時に備え備蓄食料品を備えるものとする。

第 8 章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 41 条 施設は、入居者及び利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

2 職員は、入居者や利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

(1) 殴る、蹴る等直接入居者や利用者の身体に侵害を与える行為。

(2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為

(3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(5) 食事を与えないこと。

(6) 入居者や利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。

(9) 性的な嫌がらせをすること。

(10) 当該入居者や利用者を見捨てること。

(身体的拘束等)

第 42 条 施設は、入居者や利用者の身体的拘束は行わない。万一、入居者や利用者又は他の入居者や利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

(褥瘡対策等)

第 43 条 施設は、入居者や利用者に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第 44 条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護（介護予防短期入所生活介護事業所利用の場合は要支援）と認定され、本施設の利用を希望する方であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる入居者や利用者及びその他法令により入居若しくは利用できる入居者及び利用者とする。

2 施設の入居検討委員会にて入居順位が決定された者であって、入居の順番が到来した者から入居する。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第 45 条 入居及び利用にあたっては、あらかじめ、申込者及びその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、申込者との合意の上契約書を締結するものとする。

(施設・設備)

第 46 条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が規定の目的に従って決定するものとする。

2 入居者及び利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり占領してはならないものとする。

3 施設・設備等の維持管理は施設の従業者が行うものとする。

(看取り介護)

第 47 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入居の際に、入居者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する職員研修を行うものとする。

(葬儀等)

第 48 条 死亡した入居者に葬儀を行う方がいない時及び遺留金品がある場合、施設長は、老人福祉法第 11 条 2 項の規定を準用し、関係市町村と協議して葬儀及び所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第 49 条 入居者及び利用者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、入居者や利用者またはその家族に報告するものとする。

なお、苦情申立窓口は、【苦情を処理するために講ずる措置の概要】に記載された通りである。

(介護サービス情報の公表)

第 50 条 社会福祉法第 24 条等及び介護保険法に則り、社会福祉法人松原福祉会 ユニット型介護老人福祉施設 春のおとずれ が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を行うものとする。

(掲示)

第 51 条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の入り口付近に掲示する。

第 9 章 雑則

(委任)

第 52 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第 53 条 法改正等に伴いこの規程の改正、廃止を行う場合は軽微な場合を除き社会福祉法

人松原福社会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施 行)

1. この規程は平成 24 年 2 月 1 日から施行する。
2. この規程は平成 29 年 5 月 1 日より改正、施行する。
3. この規程は平成 30 年 4 月 1 日より改正、施行する。
4. この規程は令和 3 年 4 月 1 日より改正、施行する。
5. この規程は令和 3 年 8 月 1 日より改正、施行する。
6. この規程は令和 5 年 10 月 1 日より改正、施行する。
7. この規程は令和 6 年 4 月 1 日より改正、施行する。
8. この規程は令和 6 年 8 月 1 日より改正、施行する。